

平成 3 0 年度

男鹿市健全化判断比率審査意見書

男鹿市監査委員

監 第 30 号
令和元年8月19日

男鹿市長 菅 原 広 二 様

男鹿市監査委員 鈴 木 誠

男鹿市監査委員 米 谷 勝

平成30年度男鹿市健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

平成30年度男鹿市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

平成30年度男鹿市の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年7月16日から令和元年7月29日まで

3 審査の概要

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

（算定の基礎となる事項を記載した書類）

- 男鹿市一般会計・特別会計歳入歳出決算書
- 男鹿市一般会計・特別会計決算審査調書
- 地方財政状況調査（決算統計）
- 健全化判断比率算定様式

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は次のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	13.28
連結実質赤字比率	—	—	—	18.28
実 質 公 債 費 比 率	10.2	10.7	△ 0.5	25.0
将 来 負 担 比 率	90.5	105.7	△ 15.2	350.0

注1 健全化判断比率が発生していない場合は「—」と表示している。

注2 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければならないとされている。